第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	八七三人	うち、一三人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、六〇七人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	五、三八七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、二五八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八〇二人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、七三三人	うち、一四六人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、五九六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三二、五九九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、八六五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、六一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、六八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	一、二四五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二二、二三七人	うち、二二、二〇六人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、八八六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇二六人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	七九一人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七〇九人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、一、九六九人は、警察官の定員とする。
金融庁	一、五〇八人	
消費者庁	二一七人	

第三条中「四、八五七人」を「四、七六九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十二年八月三十一日までの間	一三、六三四人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十二年九月一日から同年九月三十日までの間	一三、六三五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一三、六一九人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十二年九月三十日までの間	五、四一九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十二年九月三十日までの間	五二、四六五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一六人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、四一七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一六人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	平成二十二年九月三十日までの間	五、七五二人	うち、一四六人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	平成二十二年十二月三十一日までの間	七二、三八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十二年九月三十日までの間	二、二三三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	平成二十二年九月三十日までの間	三二、六九二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	平成二十二年九月三十日までの間	一九、八六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十二年九月三十日までの間	八、七〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十二年九月三十日までの間	六〇、九一四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	平成二十二年九月三十日までの間	一、二六五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十二年八月三十一日までの間	七、七二四人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、一、九七一人は、警察官の定員とする。

3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、国家公安委員会の同項に規定する定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。